



# 島根県報

平成18年 3 月31日 (金)  
号外 第 60 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

訓 令		
島根県職員服務規程の一部改正	(人 事 課)	1
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	( " )	1

## 訓 令

### 島根県訓令第21号

本 庁  
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 1 号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改める。

第30条中第 4 項を第 5 項とし、第 1 項から第 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

勤務時間外及び休日における武力攻撃事態、災害発生等に係る緊急業務に対処するため、本庁に当直を置く。

第31条第 1 項中「地方機関の長（前条第 1 項後段）」を「所属長（前条第 2 項後段）」に改め、同条第 2 項中「地方機関の長」を「所属長」に改める。

第34条中「第30条第 3 項」を「第30条第 1 項及び第 4 項」に改める。

第38条中「事項は、」の次に「本庁にあっては消防防災課長が、地方機関等にあっては」を加え、「、当該」を「当該」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

### 島根県訓令第22号

本 庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第 5 号）の一部を次のよう改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

別表消防防災課の項の次に次のように加える。

障害者福祉課
児童の個別処遇に係る引継ぎ及び助言の業

務に従事する職員
条例第 3 条第 1 項による。
同 左
所属長は、勤務時間が 8 時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中に置く。
所属長は、勤務時間中に勤務時間 4 時間につき15分の休憩時間を置く。

別表東京事務所の項中	条例第 3 条第 1 項による。	を
	月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時15分から午後 7 時までとする。	
	所属長は、勤務時間が 8 時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中に置く。	
	所属長は、勤務時間中に勤務時間 4 時間につき15分の休憩時間を置く。	

同 左	に改め、同表中
月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時15分から午後 7 時までとする。	
同 左	
同 左	

松江総務事務所、出雲総務事務所、川本総務事務所、浜田総務事務所及び益田総務事務所	出雲総務事務所、川本総務事務所、浜田総務事務所及び益田総務事務所	を
税務収納担当職員（川本総務事務所は大田分室の職員に限る。）	旅券担当職員（川本総務事務所は大田分室の職員に限る。）	

東部県民センター及び西部県民センター		に改め、同表身体障害者授
税務収納担当職員（東部県民センター雲南事務所及び西部県民センター県央事務所川本駐在の職員を除く。）	旅券担当職員（東部県民センターは出雲事務所、西部県民センターは県央事務所川本駐在の職員を除く。）	

産センター、さざなみ学園、こくぶ学園及び種畜センターの項を削り、同表畜産技術センターの項中

同 左
同 左
同 左
同 左
同 左

を

変則勤務職員
同 左
同 左
規程第 2 条による。
同 左

に改め、同表水産試

験場の項中「水産試験場」を「水産技術センター」に、

所属長は、勤務時間中に勤務時間 4 時間につき15分の休息時間を置く。
-------------------------------------

を

同 左
-----

に改め、同項の次に次のように加える。

松江高等技術校、出雲高等技術校、浜田高等技術校及び益田高等技術校
訓練指導に従事する職員
条例第 3 条第 1 項による。
規程第 1 条による。
所属長は、勤務時間が 8 時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中に置く。
同 左

別表益田土木建築事務所の項中「益田土木建築事務所」を「益田県土整備事務所」に、

同 左
所属長は、勤務時間が 8 時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中に置く。

を

4 週間ごとの期間について、1 週間当たりの勤務時間が40時間になるように所属長が割り振る。
同 左

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

